

平成 23 年 6 月 24 日

各 位

株式会社 北洋銀行

公共債・投資信託規定の改定について

北洋銀行では、反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みとして、預金取引、融資取引等の各種規定・契約書等に暴力団排除条項を導入しております。

このたび、この取組みの一環として、平成 23 年 7 月 1 日（金）より、公共債・投資信託規定を改定し、表明・確約に関する条項を加えます。

記

1. 実施内容

- (1) 公共債・投資信託規定を改定し、従来から導入済みの暴力団排除条項に表明・確約に関する条項を加えます。
- (2) 公共債および投資信託のご購入をお申込みの際に、お客さまが反社会的勢力ではないこと等の表明・確約をお願いします。本表明・確約に同意いただけない場合には、お取引をお断りさせていただきます。
- (3) すでにお取引をいただいている場合にも改定後の規定を適用させていただくものとし、反社会的勢力と判明した場合等には、お取引を停止または解約させていただきます。

2. ご説明

- (1) 暴力団排除条項とは、お客さまが暴力団等の反社会的勢力であることが判明した場合や、不当な要求行為等を行った場合に、当行の判断によりお取引を停止または解約させていただくことを定めた条項です。
- (2) この取扱いは、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等の趣旨を踏まえ、反社会的勢力との関係遮断のための取組みです。
- (3) お客さまにおかれましては、この取組みの趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

以 上